

外国人の日本語教育に関する実態調査—地域における日本語教育を中心として—

調査の背景

- 令和2年12月末現在の在留外国人数は約289万人で我が国の人口の約2.3%を占めており、今後更なる増加が見込まれる状況
- 令和元年6月に施行された日本語教育の推進に関する法律により、国及び地方公共団体は、外国人等に対する日本語教育に係る施策の推進が責務となった。

- 日本語の学習を希望する外国人等が必要とする日本語教育は一様でなく、また、外国人の集住地域や散在地域があることや、日本語教育人材等の地域による偏りなど、日本語教育の状況は地域差が大きいと言われている。
- その中で各地方公共団体の地域における日本語教育を推進する取組にも温度差があり、地域の実情に応じた日本語教育施策の推進が進展していない地域もみられる。

- 地域の実情に応じた日本語教育施策を推進していく観点から、地方公共団体における日本語教育の取組状況及び基本方針の策定状況を調査

主要調査項目と調査の視点

1 地方公共団体における日本語教育の取組状況

- 地域の外国人の学習ニーズ等に関する実態把握の実施状況や学習機会提供に向けた取組状況、関係機関等との連携状況を把握

2 地方公共団体における基本方針の策定状況

- 地方公共団体における基本方針の策定状況、検討状況を把握

主要調査対象

調査対象機関

文部科学省(文化庁)

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施期間

令和3年9月～4年8月(予定)